

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 介護保険事業計画部会

第2回 議事次第

日 時 令和5年6月29日（木）18:00～
場 所 天神ビル11階 11号会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度介護保険法改正について
- (2) 介護サービスの利用状況について
- (3) 第9期介護保険事業計画における介護サービス必要量の推計について
- (4) 介護サービス基盤の整備量について

3 閉 会

介護保険事業計画部会 委員名簿

令和5年6月29日現在

氏 名	団 体 名
<small>アキタ トモコ</small> 秋田 智子	被保険者代表（第1号）
<small>イワキ カズヨ</small> 岩城 和代	弁護士
<small>キザキ ノブヨシ</small> 鬼崎 信好	久留米大学
<small>シバグチ サトノリ</small> 柴口 里則	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会
<small>タガワ フミコ</small> 田川 布美子	被保険者代表（第2号）
<small>トウ カズヒロ</small> 党 一浩	医療法人社団誠仁会在宅部
<small>ワタナベ ヤスノブ</small> 渡邊 恭順	福岡市介護保険事業者協議会

(敬称略・50音別)

令和5年度介護保険法改正について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要

令和5年5月12日成立、5月19日公布

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。

等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

- **介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施**
 - 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
 - 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- **介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備**
 - 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
 - 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- **介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進**
 - 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- **看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める**
 - 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

V. 地域包括支援センターの体制整備等

- **地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備**
 - 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など 2

介護情報基盤の整備

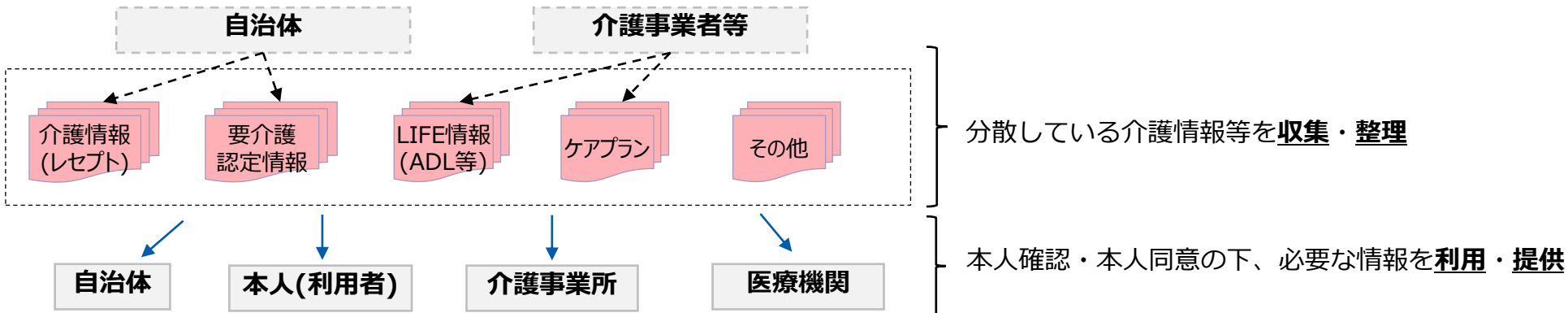
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

- ▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

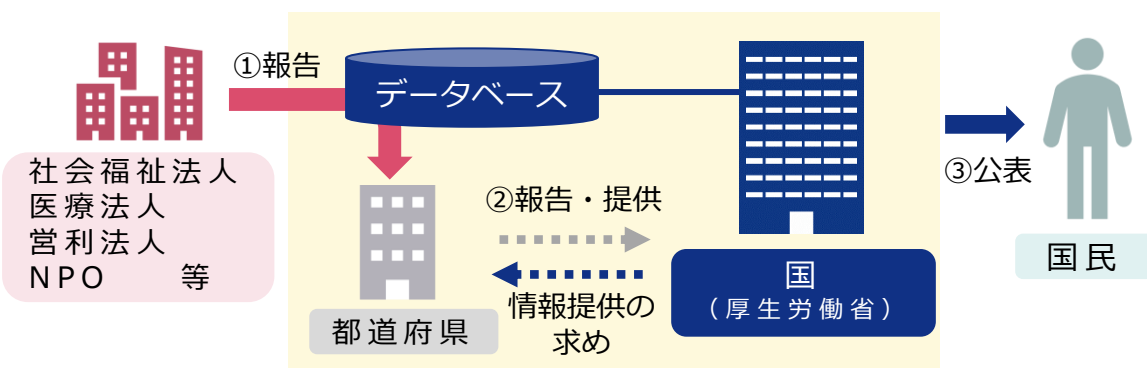
(参考) 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- ▶ このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
 - ※ 収集する内容は省令以下で規定
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
 - ※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス事業者情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

改正の趣旨

- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、**地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある**。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、**都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態がある**。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行う**とともに、**都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

改正の概要・施行期日

- ・**都道府県に対する努力義務規定の新設**
都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。
- ・**都道府県介護保険事業支援計画への追加**
都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。
※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。
- ・施行期日：令和6年4月1日

看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

改正の趣旨

- 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）は、訪問看護※¹と小規模多機能型居宅介護※²とを組み合わせ、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービス。

※1：自宅での看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）

※2：自宅に加え、サービス拠点での「通い」「泊まり」における、介護サービス（日常生活上の世話）

- 看多機では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えている。サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めていく必要がある。

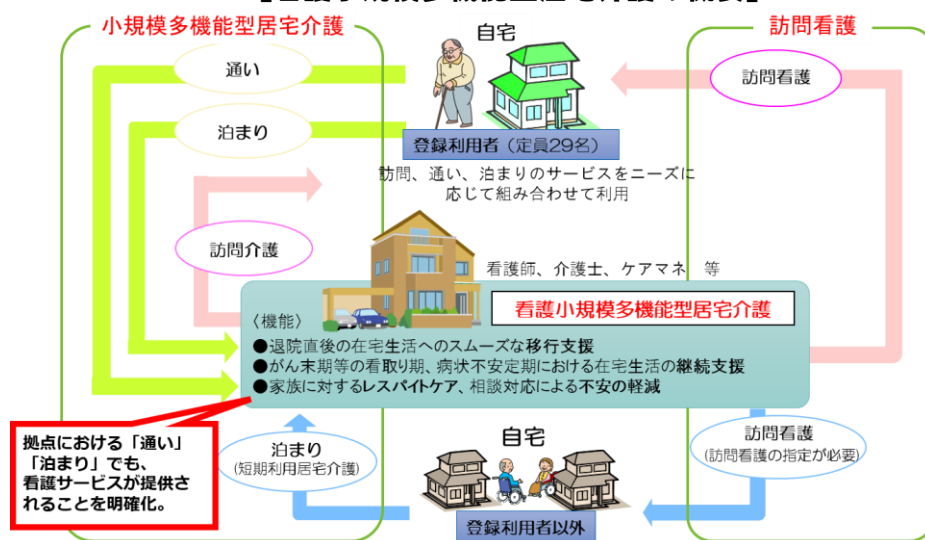
※：看多機の請求事業所数は740箇所。看多機サービスの利用者は要介護3以上が62.8%。（いずれも令和3年）

改正の概要・施行期日

- 看多機を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

- 施行期日：令和6年4月1日

【看護小規模多機能型居宅介護の概要】



地域包括支援センターの体制整備等

改正の趣旨

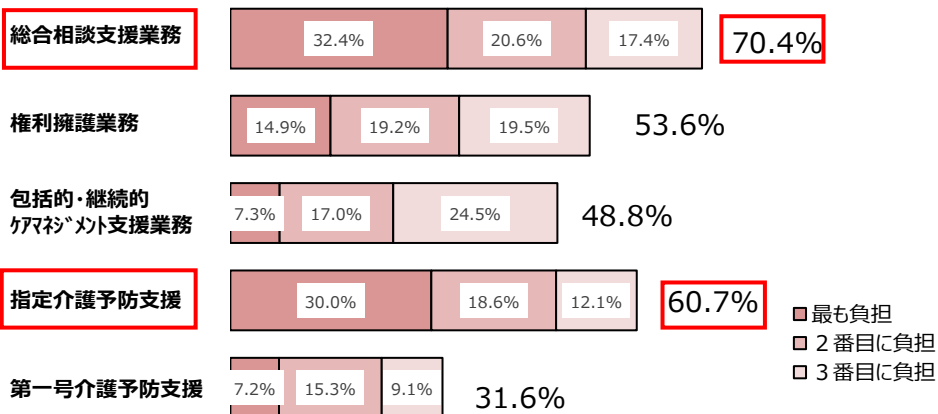
- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日

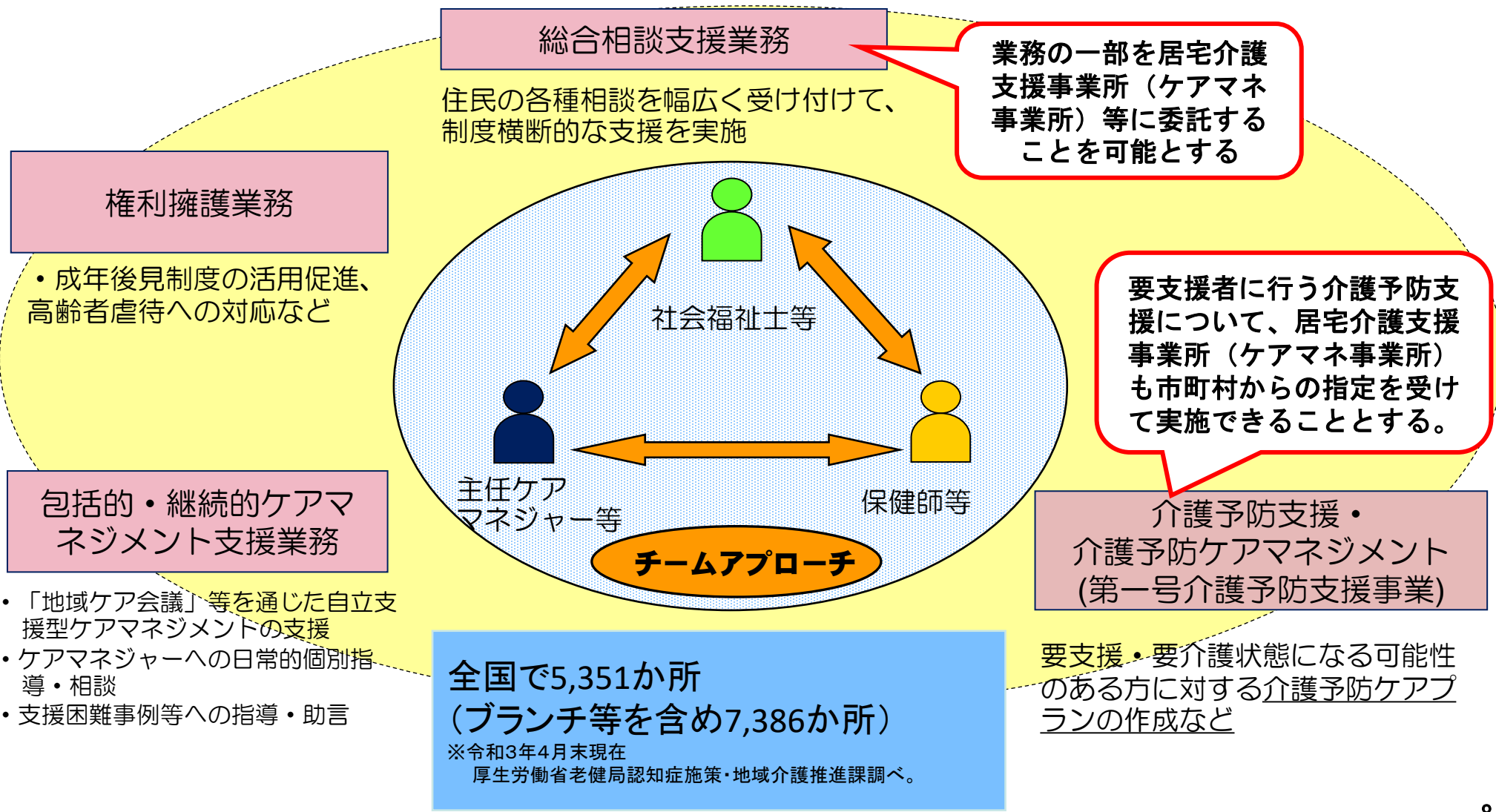
負担に感じる業務（上位3つまで）

※1037センターからの回答を集計



地域包括支援センターについて

居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。



総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

業務の一部を居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）等に委託することを可能とする

権利擁護業務

- ・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

社会福祉士等

主任ケアマネジャー等

保健師等

チームアプローチ

要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

全国で5,351か所
(ブランチ等を含め7,386か所)

※令和3年4月末現在
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ。

第9期計画に向けて、令和5年末までに結論を得ることとしている給付と負担の見直し

1 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

○1号保険料負担の在り方

- ・ 国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討

○「一定以上所得」の判断基準

- ・ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討

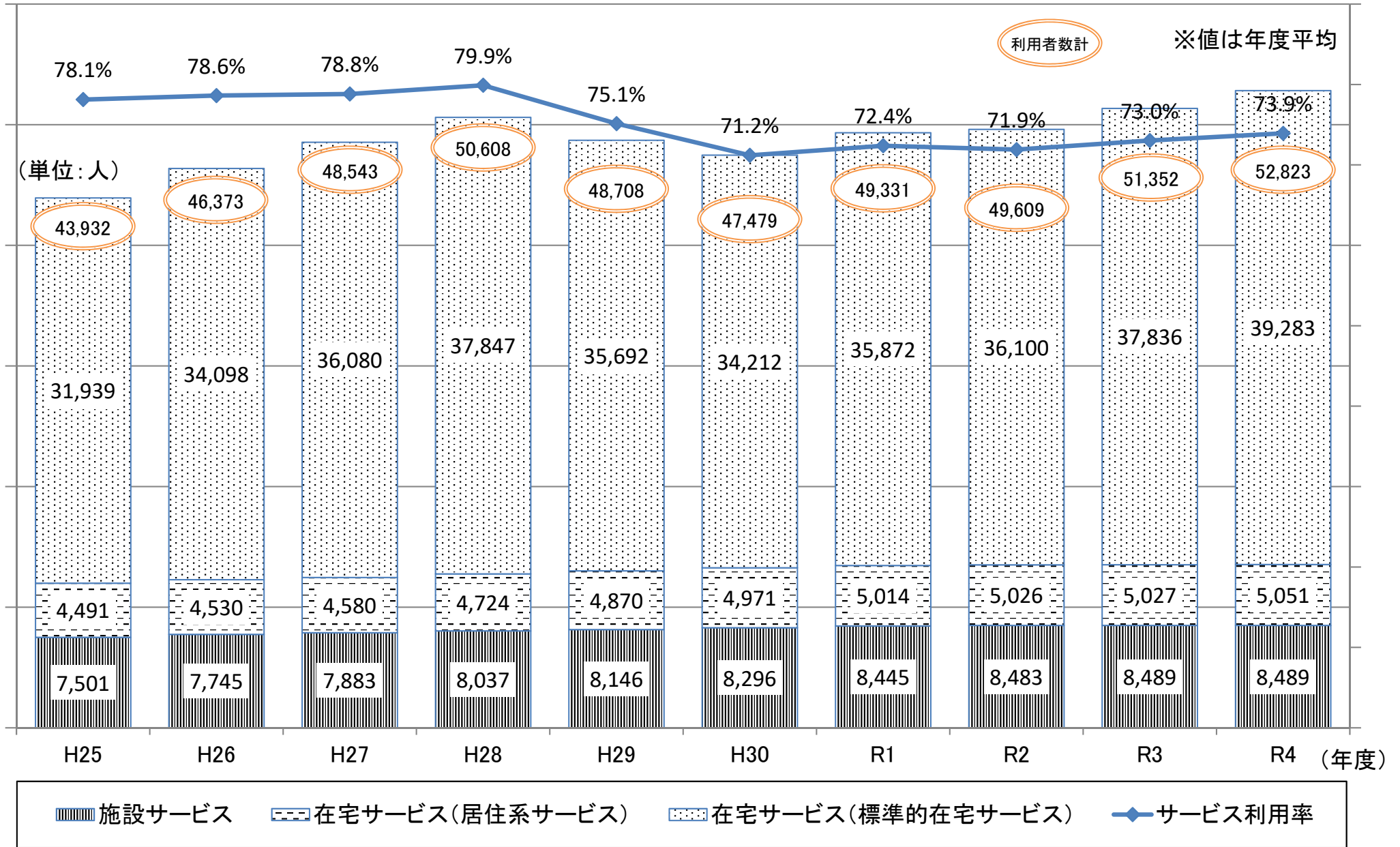
2 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

○多床室の室料負担

- ・ 老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護報酬の設定等も含め検討

介護サービスの利用状況について

介護サービス利用者数の推移



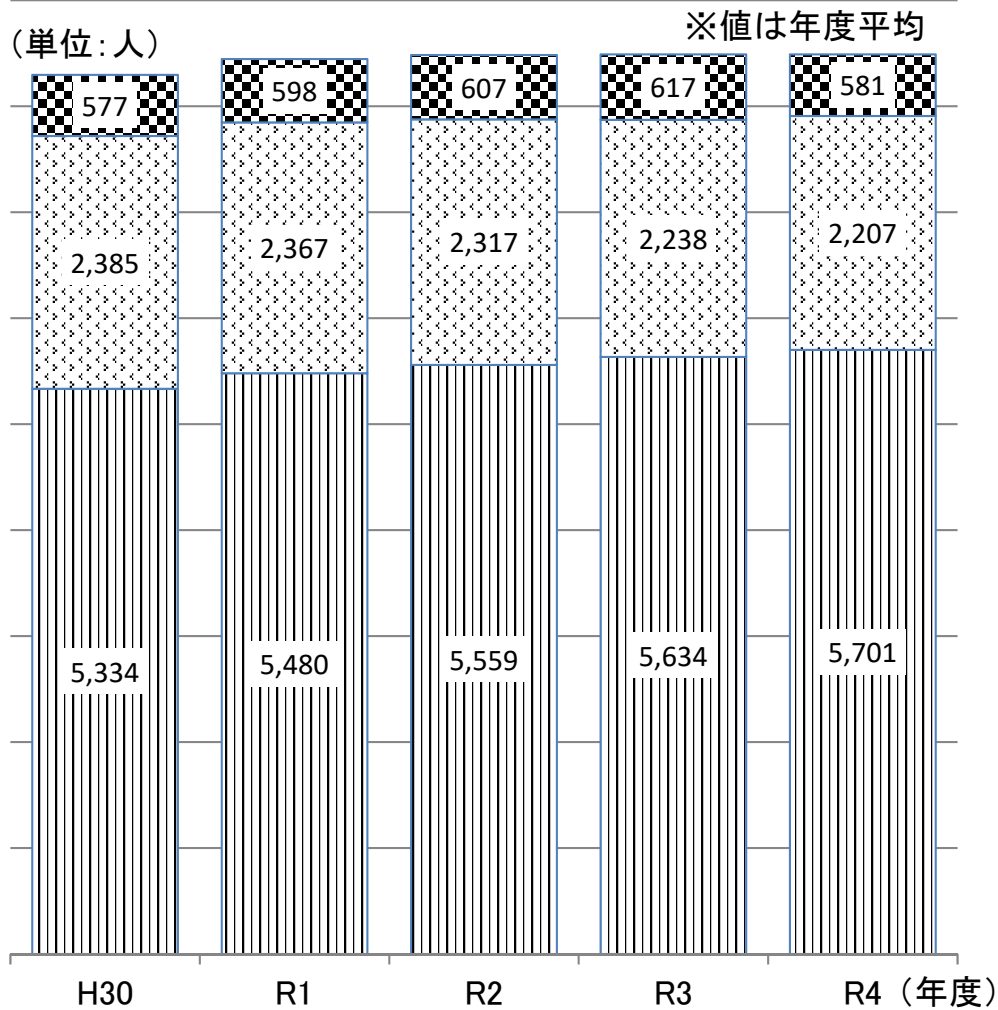
※サービス利用率=サービス利用者数/要介護認定者数

※H29年度より総合事業開始

※介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設を含む。

施設・居住系サービス利用者数の推移

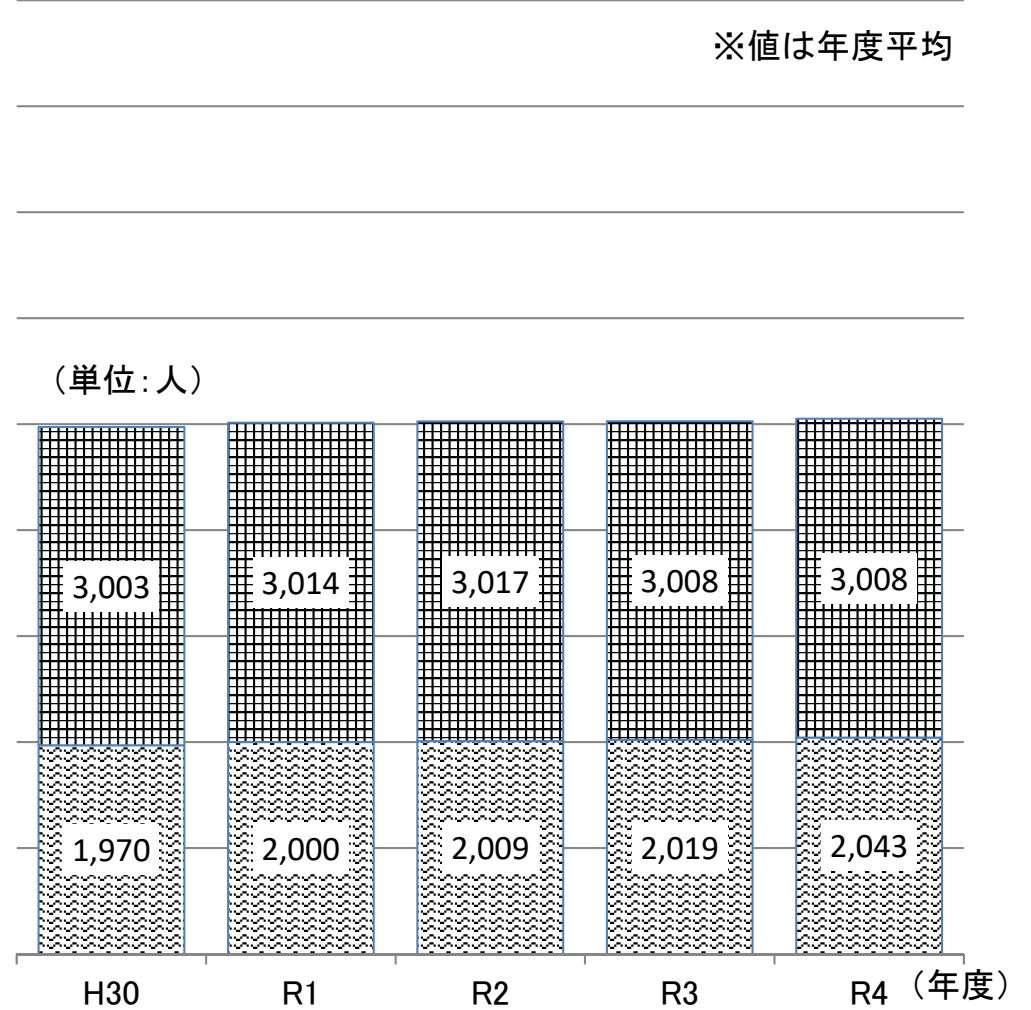
施設サービス利用者数の推移



- 介護医療院・介護療養型医療施設
- 介護老人保健施設
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

※介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設を含む。

居住系サービス利用者数の推移



- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

※特定施設入居者生活介護には地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

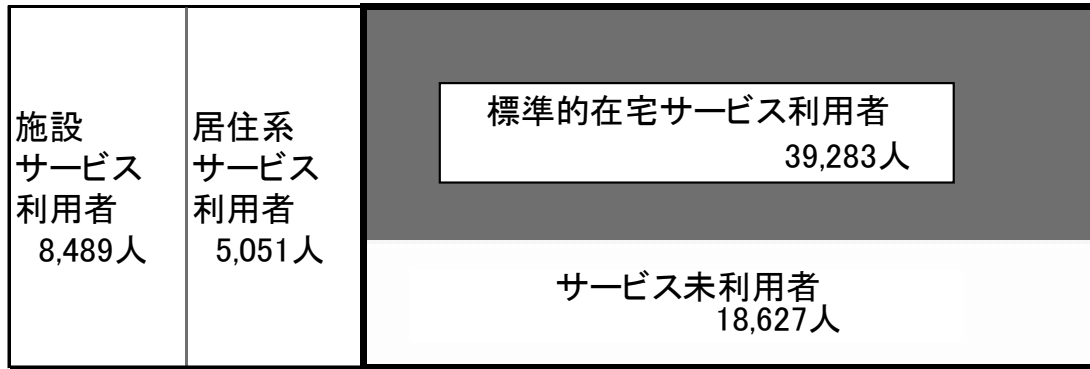
標準的在宅サービス利用者数の推移

標準的在宅サービス利用者とは

施設サービス、居住系サービスを除くサービス(下記)の利用者

- ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導
- ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売 ・住宅改修 ・居宅介護支援
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護

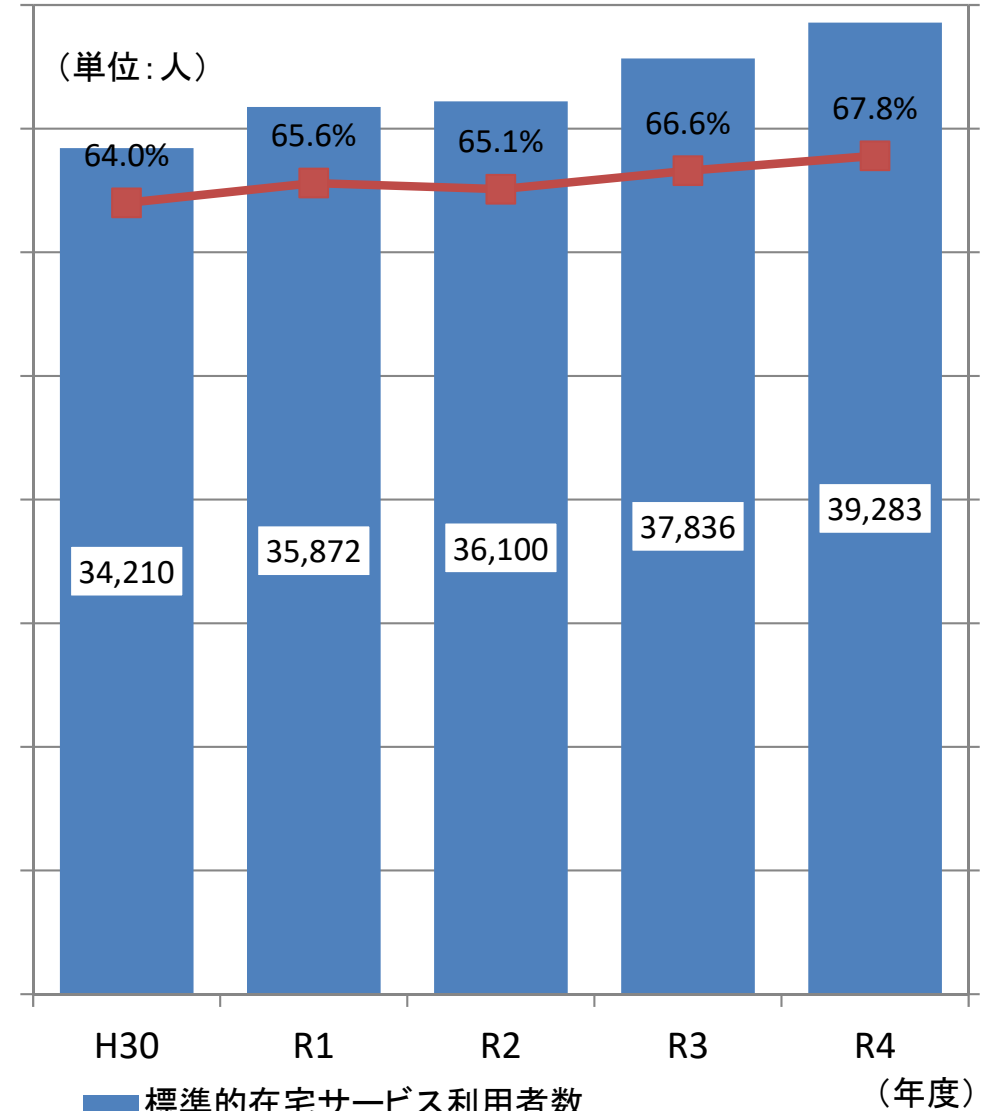
標準的在宅サービス対象者 57,910人



要介護認定者 71,450人

※数値は、令和4年度の年度平均値。

※値は年度平均

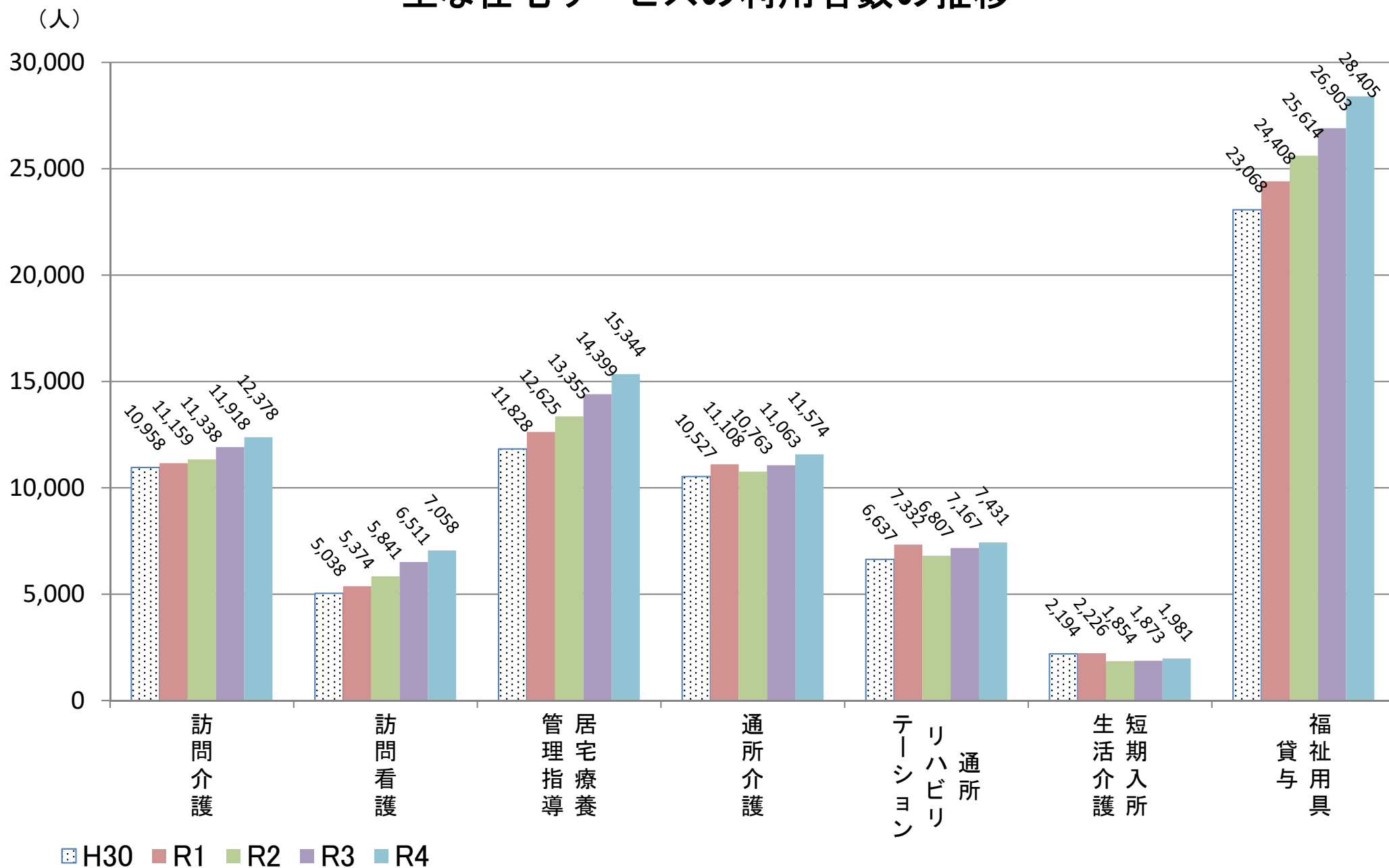


■ 標準的在宅サービス利用者数

■ 標準的在宅サービス利用率

(=標準的在宅サービス利用者数÷標準的在宅サービス対象者数)

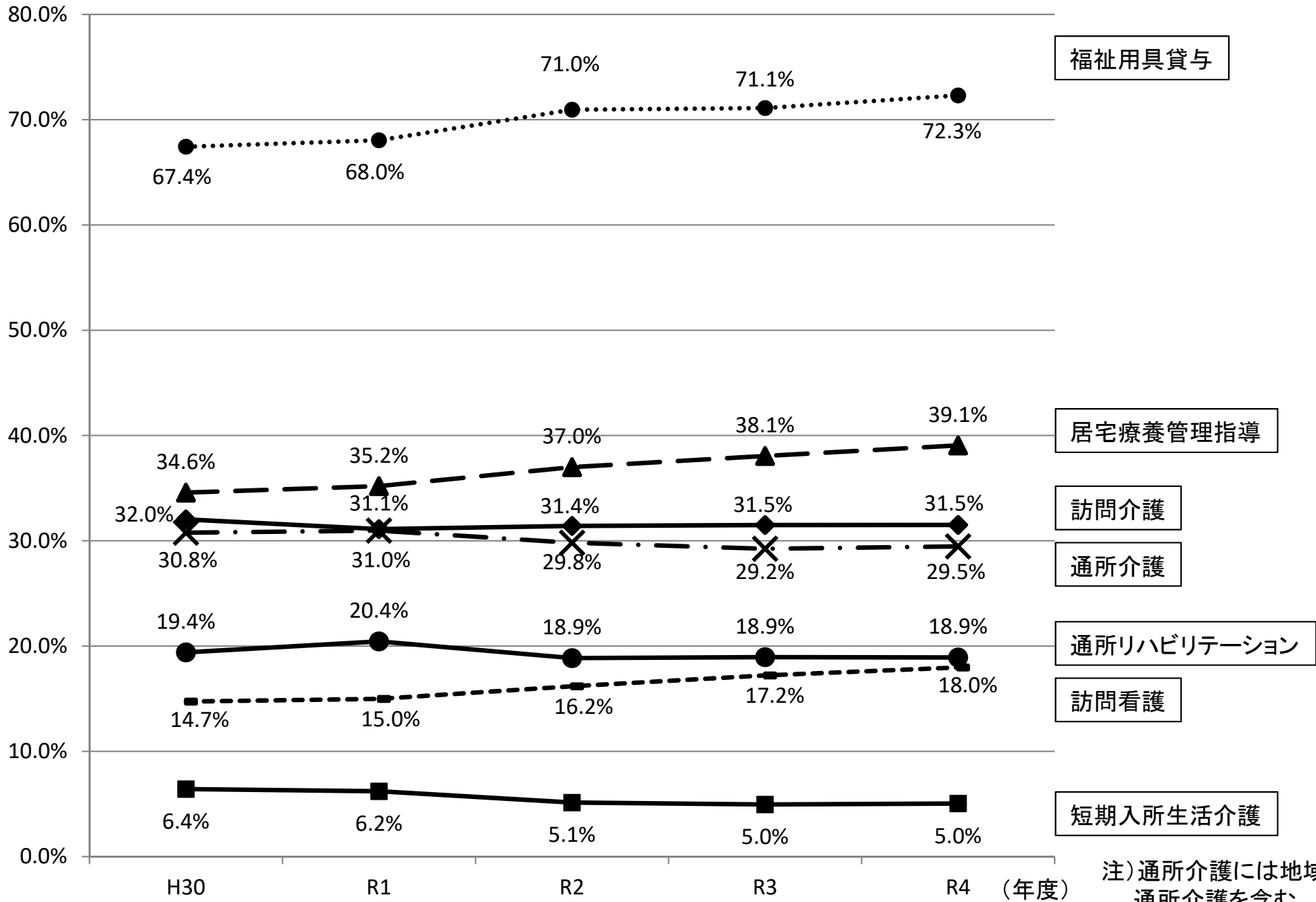
主な在宅サービスの利用者数の推移



※通所介護には地域密着型通所介護を含む。

主な在宅サービスの利用率※の推移

※標準的在宅サービス利用者のうち、各在宅サービスを利用する人の割合



注)通所介護には地域密着型通所介護を含む。

介護サービスの利用実績(令和2年度～令和4年度)

(単位:人、千円)

		R2年度	R3年度	R4年度	R4/R2
訪問介護	利用者数	11,338	11,918	12,378	109.2%
	保険給付費	8,020,012	8,655,349	9,097,994	113.4%
訪問入浴介護	利用者数	373	420	450	120.6%
	保険給付費	306,610	342,613	368,805	120.3%
訪問看護	利用者数	5,841	6,511	7,058	120.8%
	保険給付費	3,070,775	3,509,948	3,775,478	122.9%
訪問リハビリテーション	利用者数	1,314	1,419	1,482	112.8%
	保険給付費	597,759	665,383	672,375	112.5%
居宅療養管理指導	利用者数	13,355	14,399	15,344	114.9%
	保険給付費	2,186,094	2,438,631	2,598,923	118.9%
通所介護	利用者数	10,763	11,063	11,574	107.5%
	保険給付費	12,088,651	12,527,315	12,847,024	106.3%
通所リハビリテーション	利用者数	6,807	7,167	7,431	109.2%
	保険給付費	4,398,806	4,662,060	4,682,206	106.4%
短期入所生活介護	利用者数	1,854	1,873	1,981	106.9%
	保険給付費	2,770,529	2,760,210	2,830,498	102.2%
短期入所療養介護	利用者数	158	166	175	110.8%
	保険給付費	159,146	170,239	172,924	108.7%
福祉用具貸与	利用者数	25,614	26,903	28,405	110.9%
	保険給付費	3,320,920	3,556,649	3,804,864	114.6%
特定福祉用具販売	利用者数	436	469	478	109.6%
	保険給付費	168,750	178,914	190,053	112.6%
住宅改修	利用者数	369	396	416	112.7%
	保険給付費	354,495	371,498	384,720	108.5%
居宅介護支援	利用者数	35,042	36,481	37,965	108.3%
	保険給付費	5,049,621	5,489,379	5,746,194	113.8%

(単位:人、千円)

		R2年度	R3年度	R4年度	R4/R2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数	500	660	772	154.4%
	保険給付費	1,097,507	1,437,403	1,764,830	160.8%
夜間対応型訪問介護	利用者数	14	17	19	135.7%
	保険給付費	6,069	7,541	9,369	154.4%
認知症対応型通所介護	利用者数	180	191	193	107.2%
	保険給付費	303,924	315,965	317,438	104.4%
地域密着型通所介護	利用者数	3,907	4,171	4,268	109.2%
	保険給付費	4,229,433	4,530,458	4,487,139	106.1%
小規模多機能型居宅介護	利用者数	869	912	874	100.6%
	保険給付費	2,003,933	2,180,215	2,103,480	105.0%
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数	94	119	157	167.0%
	保険給付費	258,836	365,761	489,106	189.0%
特定施設入居者生活介護	利用者数	2,971	2,963	2,962	99.7%
	保険給付費	6,453,890	6,504,276	6,576,804	101.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	46	45	46	100.0%
	保険給付費	109,965	110,278	116,868	106.3%
認知症対応型共同生活介護	利用者数	2,009	2,019	2,043	101.7%
	保険給付費	6,341,838	6,429,179	6,520,994	102.8%
介護老人福祉施設	利用者数	5,008	5,088	5,148	102.8%
	保険給付費	15,985,697	16,373,851	16,717,126	104.6%
地域密着型介護老人福祉施設	利用者数	551	546	553	100.4%
	保険給付費	1,891,032	1,926,827	1,955,541	103.4%
介護老人保健施設	利用者数	2,317	2,238	2,207	95.3%
	保険給付費	8,196,023	8,010,901	7,944,509	96.9%
介護療養型医療施設、介護医療院	利用者数	607	617	581	95.7%
	保険給付費	2,785,127	2,869,603	2,724,710	97.8%

※利用者数は年度平均の値。

第9期介護保険事業計画における 介護サービス必要量の推計

1. 施設・居住系サービスの利用量の推計

推計にあたっての基本的な考え方

施設・居住系サービスについては、令和4年度平均利用率、現在の整備量、及び今後の整備見込みにより、利用者数を推計します。

※平均利用率＝令和4年度における月ごとの定員に対する利用者数

例：R4定員100名、平均利用率90%、R5整備量10名の場合、

R5定員110名×平均利用率90%＝99名の利用者数として算定します。

①施設サービス

ア 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。）

※平均利用率：90.3%

（単位：人／月）

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
定員数	6,333	6,391	6,455	6,518	6,581
要介護1	194	190	190	190	190
要介護2	463	460	460	460	460
要介護3	1,696	1,720	1,740	1,760	1,780
要介護4	1,977	2,000	2,030	2,050	2,070
要介護5	1,371	1,390	1,410	1,420	1,440
利用者数計	5,701	5,760	5,830	5,880	5,940

※平均利用率は「月ごとの利用率（＝月ごとの利用者数／定員）の平均」のため、この表の定員数＝年度末の定員と、（平均）利用者数により算出できる利用率とは若干異なります。（以下同じ）

イ 介護老人保健施設

※平均利用率：84.6%

（単位：人／月）

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
定員数	2,606	2,606	2,606	2,606	2,606
要介護1	356	360	360	360	360
要介護2	434	430	430	430	430
要介護3	537	540	540	540	540
要介護4	577	580	580	580	580
要介護5	303	300	300	300	300
利用者数計	2,207	2,210	2,210	2,210	2,210

ウ 介護医療院・介護療養型医療施設（介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止）

※平均利用率：95.7%

（単位：人／月）

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
定員数	630	710	710	710	710
要介護1	6	10	10	10	10
要介護2	9	10	10	10	10
要介護3	43	50	50	50	50
要介護4	227	260	260	260	260
要介護5	296	350	350	350	350
利用者数計	581	680	680	680	680

② 居住系サービス

ア （介護予防）認知症対応型共同生活介護

※平均利用率：93.8%

（単位：人／月）

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
定員数	2,194	2,275	2,365	2,455	2,544
要支援2	4	0	0	0	0
要介護1	380	400	410	430	440
要介護2	430	450	470	490	500
要介護3	510	530	560	590	590
要介護4	414	430	450	470	480
要介護5	305	320	330	340	360
利用者数計	2,043	2,130	2,220	2,300	2,390

イ 特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。）

※平均利用率：特定70.0%，地密特定98.8%

（単位：人／月）

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
定員数	4,241	4,299	4,334	4,369	4,404
要支援1	234	230	230	230	230
要支援2	150	150	150	150	150
要介護1	697	710	720	720	730
要介護2	529	540	540	550	560
要介護3	547	550	560	570	580
要介護4	547	550	560	570	570
要介護5	302	310	310	310	320
利用者数計	3,006	3,040	3,070	3,100	3,140

2. 標準的在宅サービスの利用量の推計

(1) 推計にあたっての基本的な考え方

① 標準的在宅サービス対象者数の推計

標準的在宅サービスについては、

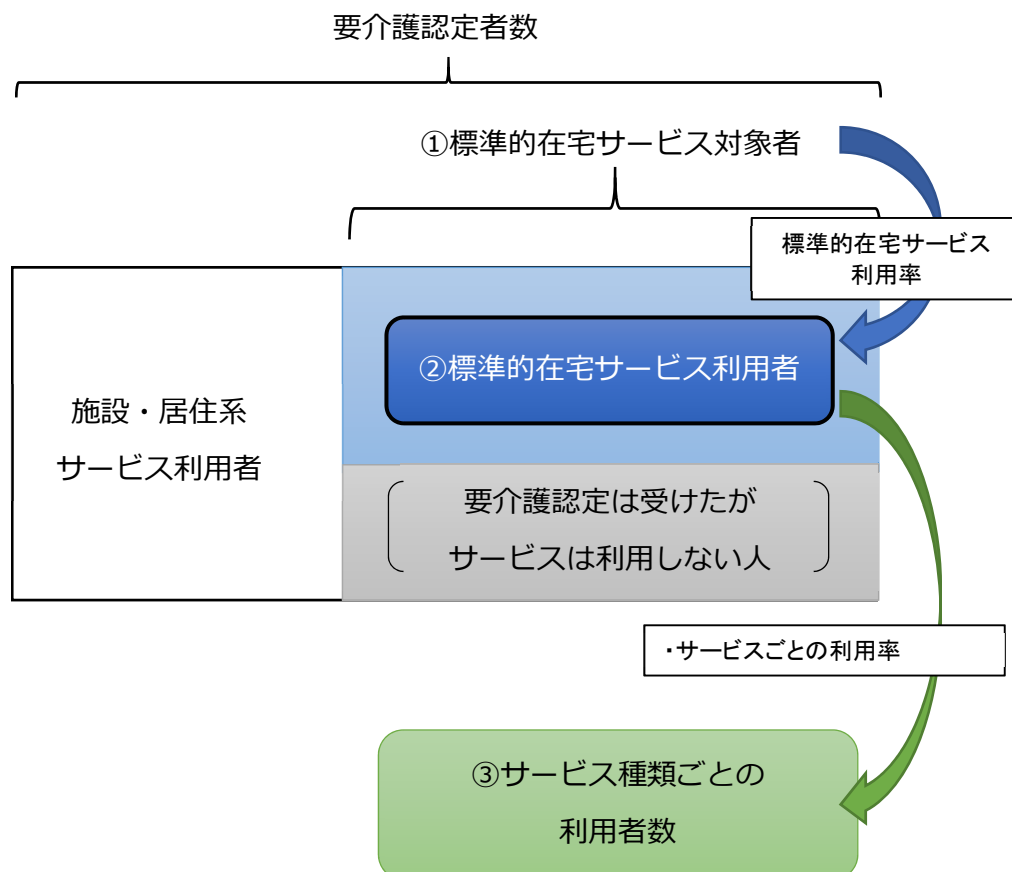
まず要介護認定者数から、「1. 施設・居住系サービスの利用量の推計」で見込んだ施設・居住系サービス利用者数を差し引き、標準的在宅サービス対象者数を見込みます。

② 標準的在宅サービス利用者数の推計

次に、①の標準的在宅サービス対象者数に、実際にサービスを利用する人の割合（標準的在宅サービス利用率）を乗じて、標準的在宅サービス利用者数を見込みます。

③ 標準的在宅サービスの種類ごとの利用者数の推計

②の標準的在宅サービス利用者数に、サービスごとの利用率を乗じて、サービスごとの利用者数を見込みます。



(2) 基本的な考え方以外の推計方法を用いるサービス

地域密着型サービスのうち、以下のサービスについては、各年度の事業所数に（整備見込み含む）、1事業所あたりの利用者数を乗じて、利用者数を見込みます。なお、1事業所あたりの利用者数については、R4年度の実績を用います。

- ◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◇ 夜間対応型訪問介護
- ◇ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ◇ 看護小規模多機能型居宅介護

(3) 推計に用いる利用率

在宅サービスの種類ごとの利用率についてはR4年度と同率で推移するものと見込みます。

なお、訪問系・通所系サービス（訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護、通所介護、地域密着型通所介護）の利用者数については、

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所の整備に伴う影響（サービス間での移行に伴う利用者数の減少）も勘案し、推計します。

(4) 標準的在宅サービスの利用量の推計

①標準的在宅サービス対象者数の推計 (要介護認定者数－施設・居住系サービス利用者数)

要介護認定者数(A)

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
要支援1	14,037	14,070	14,280	14,250	14,210
要支援2	9,916	10,160	10,510	10,750	10,990
要介護1	14,903	15,430	16,140	16,700	17,280
要介護2	10,761	10,880	11,180	11,380	11,590
要介護3	8,726	9,090	9,570	9,990	10,430
要介護4	7,797	8,070	8,490	8,870	9,270
要介護5	5,310	5,410	5,550	5,660	5,770
合計	71,450	73,110	75,720	77,600	79,540

施設・居住系サービス利用者数(B)

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
要支援1	234	230	230	230	230
要支援2	154	150	150	150	150
要介護1	1,633	1,670	1,690	1,710	1,730
要介護2	1,865	1,890	1,910	1,940	1,960
要介護3	3,333	3,390	3,450	3,510	3,540
要介護4	3,742	3,820	3,880	3,930	3,960
要介護5	2,577	2,670	2,700	2,720	2,770
合計	13,538	13,820	14,010	14,190	14,340

標準的在宅サービス対象者数 (C) = (A) - (B)

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
要支援1	13,803	13,840	14,050	14,020	13,980
要支援2	9,762	10,010	10,360	10,600	10,840
要介護1	13,270	13,760	14,450	14,990	15,550
要介護2	8,896	8,990	9,270	9,440	9,630
要介護3	5,393	5,700	6,120	6,480	6,890
要介護4	4,055	4,250	4,610	4,940	5,310
要介護5	2,733	2,740	2,850	2,940	3,000
合計	57,912	59,290	61,710	63,410	65,200

②標準的在宅サービス利用者数の推計

(標準的在宅サービス対象者数 × 標準的在宅サービス利用率)

標準的在宅サービス利用率(D)

区 分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
要支援1	38.4%	38.4%	38.4%	38.4%	38.4%
要支援2	58.1%	58.1%	58.1%	58.1%	58.1%
要介護1	82.5%	82.5%	82.5%	82.5%	82.5%
要介護2	87.7%	87.7%	87.7%	87.7%	87.7%
要介護3	84.9%	84.9%	84.9%	84.9%	84.9%
要介護4	76.8%	76.8%	76.8%	76.8%	76.8%
要介護5	68.8%	68.8%	68.8%	68.8%	68.8%
合 計	67.8%	67.8%	67.8%	67.8%	67.8%

標準的在宅サービス利用者数(E) = (C) × (D)

区 分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
要支援1	5,299	5,310	5,400	5,380	5,370
要支援2	5,670	5,820	6,020	6,160	6,300
要介護1	10,942	11,350	11,920	12,370	12,830
要介護2	7,799	7,880	8,130	8,280	8,450
要介護3	4,576	4,840	5,200	5,500	5,850
要介護4	3,116	3,260	3,540	3,790	4,080
要介護5	1,881	1,890	1,960	2,020	2,060
合 計	39,283	40,350	42,170	43,500	44,940

この標準的在宅サービス利用者数にサービスごとの利用率を乗じて、サービスごとの利用者数を見込みます。

(5) 標準的在宅サービスのサービスごとの利用率（令和4年度実績より）

	① 訪問介護	② (介護予防)訪問入浴介護	③ (介護予防)訪問看護	④ (介護予防)訪問リハビリテーション	⑤ (介護予防)居宅療養管理指導
要支援1		0.0%	5.9%	1.2%	9.5%
要支援2		0.0%	10.6%	2.2%	10.1%
要介護1	40.4%	0.0%	17.1%	2.8%	31.2%
要介護2	42.2%	0.3%	20.9%	4.6%	41.1%
要介護3	44.2%	1.1%	22.7%	5.5%	63.5%
要介護4	50.6%	3.7%	28.2%	6.8%	87.5%
要介護5	56.8%	13.3%	38.1%	8.6%	96.8%

	⑥通所介護・地域密着型通所介護	⑦ (介護予防)通所リハビリテーション	⑧ (介護予防)短期入所生活介護	⑨ (介護予防)短期入所療養介護	⑩ (介護予防)福祉用具貸与
要支援1		27.6%	0.4%	0.0%	72.5%
要支援2		24.5%	0.7%	0.0%	82.1%
要介護1	58.2%	17.7%	3.4%	0.3%	52.2%
要介護2	55.3%	18.4%	5.3%	0.5%	75.8%
要介護3	56.4%	14.6%	12.8%	0.8%	81.6%
要介護4	53.1%	12.6%	12.0%	1.1%	88.8%
要介護5	49.2%	8.0%	9.0%	1.4%	94.8%

	⑪ (介護予防)特定福祉用具販売	⑫ 住宅改修	⑬ (介護予防)居宅介護支援	⑭ (介護予防)認知症対応型通所介護
要支援1	1.6%	2.1%	94.8%	0.0%
要支援2	1.5%	1.4%	96.8%	0.0%
要介護1	1.0%	0.9%	97.4%	0.5%
要介護2	1.1%	0.8%	97.0%	0.7%
要介護3	1.3%	0.8%	96.2%	1.0%
要介護4	1.1%	0.7%	96.5%	0.6%
要介護5	0.8%	0.4%	96.9%	1.0%

◇ 1事業所あたりの利用者数により推計するサービス（単位：人／月）

⑭ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
事業所数	24	29	34	39	44
要介護1	149	180	210	240	270
要介護2	138	170	190	220	250
要介護3	150	180	210	240	270
要介護4	188	230	260	300	340
要介護5	147	180	210	240	270
利用者数	772	940	1,080	1,240	1,400

1事業所あたりの利用者数
32

⑮ 夜間対応型訪問介護

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
事業所数	1	1	1	1	1
要介護1	3	4	4	4	4
要介護2	6	6	6	6	6
要介護3	3	3	3	3	3
要介護4	6	6	6	6	6
要介護5	1	1	1	1	1
利用者数	19	20	20	20	20

1事業所あたりの利用者数
20

⑰ 小規模多機能型居宅介護

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
事業所数	49	51	54	57	59
要支援1	30	30	30	40	40
要支援2	30	30	30	40	40
要介護1	234	250	260	280	280
要介護2	224	240	250	260	270
要介護3	166	170	180	200	200
要介護4	123	130	140	140	150
要介護5	67	70	70	80	80
利用者数	874	920	960	1,040	1,060

1事業所あたりの利用者数
18

⑱ 看護小規模多機能型居宅介護

区分	R4(実績)	R5	R6	R7	R8
事業所数	6	7	10	12	14
要介護1	23	30	40	50	50
要介護2	26	30	40	50	60
要介護3	29	30	50	60	70
要介護4	31	40	50	60	70
要介護5	48	60	80	90	110
利用者数	157	190	260	310	360

1事業所あたりの利用者数
26

第9期介護保険事業計画期間における介護サービス必要量見込量（利用者数）

これらの方法により推計したサービス必要量見込量（利用者数）は以下のとおりです。

○介護給付(要介護1～5)

(単位:人)

サービス区分		R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
在宅	訪問介護(ホームヘルプ)	12,378	13,200	13,610	14,110
	訪問入浴介護	449	490	510	530
	訪問看護	6,143	6,470	6,640	6,860
	訪問リハビリテーション	1,295	1,410	1,460	1,530
	居宅療養管理指導	14,171	15,360	16,030	16,740
	通所介護(デイサービス)	11,574	12,450	12,870	13,380
	通所リハビリテーション(デイケア)	4,581	4,970	5,160	5,360
	短期入所生活介護(ショートステイ)	1,917	2,110	2,200	2,320
	短期入所療養介護(ショートステイ)	172	190	200	200
	特定施設入居者生活介護	2,578	2,550	2,550	2,550
	福祉用具貸与	19,910	21,620	22,510	23,450
	特定福祉用具販売	307	340	350	360
	住宅改修	226	240	260	280
	居宅介護支援	27,451	29,810	30,990	32,260
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	772	1,080	1,240	1,400
	夜間対応型訪問介護	19	20	20	20
	認知症対応型通所介護	192	210	210	220
	小規模多機能型居宅介護	814	900	960	980
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,039	2,220	2,320	2,370
	地域密着型特定施設入居者生活介護	44	140	170	210
	看護小規模多機能型居宅介護	157	260	310	360
	地域密着型通所介護	4,268	4,670	4,880	5,100
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※	5,701	5,830	5,880	5,940
	介護老人保健施設	2,207	2,210	2,210	2,210
	介護医療院・介護療養型医療施設	581	680	680	680

※ 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付(要支援1・2)

(単位:人)

サービス区分		R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
在宅	介護予防訪問入浴介護	1	若干数	若干数	若干数
	介護予防訪問看護	915	960	970	990
	介護予防訪問リハビリテーション	187	190	200	200
	介護予防居宅療養管理指導	1,073	1,120	1,130	1,140
	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	2,850	2,960	2,990	3,020
	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	64	60	70	70
	介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	3	若干数	若干数	若干数
	介護予防特定施設入居者生活介護	384	380	380	380
	介護予防福祉用具貸与	8,495	8,850	8,960	9,060
	特定介護予防福祉用具販売	171	180	180	180
	介護予防住宅改修	190	190	200	200
介護予防支援	10,514	10,950	11,060	11,190	
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	1	若干数	若干数	若干数
	介護予防小規模多機能型居宅介護	60	60	80	80
	介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	4	若干数	若干数	若干数

《参考》 施設サービス利用者と在宅サービス利用者の割合

令和4年度実績に基づくサービス大区分ごとの利用者と、
要介護認定者数に占める割合は以下のとおりです。

	施設サービス利用者		在宅サービス利用者	
	人数	割合	人数	割合
要支援1	14,037	0.0%	5,533	39.4%
要支援2	9,916	0.0%	5,824	58.7%
要介護1	14,903	3.7%	12,019	80.6%
要介護2	10,761	8.4%	8,757	81.4%
要介護3	8,726	26.1%	5,633	64.6%
要介護4	7,797	35.7%	4,079	52.3%
要介護5	5,310	37.1%	2,489	46.9%
合計	71,450	11.9%	44,334	62.0%

在宅サービス利用者の内訳

	居住系サービス利用者		標準的在宅サービス利用者	
	人数	割合	人数	割合
要支援1	234	1.7%	5,299	37.8%
要支援2	154	1.6%	5,670	57.2%
要介護1	1,077	7.2%	10,942	73.4%
要介護2	958	8.9%	7,799	72.5%
要介護3	1,057	12.1%	4,576	52.4%
要介護4	963	12.4%	3,116	40.0%
要介護5	608	11.5%	1,881	35.4%
合計	5,051	7.1%	39,283	55.0%

※ 施設サービスには地密特養を含む。

※ 割合（パーセンテージ）は、要介護認定者数に占める割合。

(1) 地域密着型サービスの整備目標量について

① 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護は、24時間365日の安心を提供し、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスであることから、令和8年度で、全ての圏域に1か所以上整備されるよう、令和8年度までに15事業所を整備する。

(単位：事業所数)

区分	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)	第9期 (R6~R8)
整備量	10	9	2 ※	15
整備累計	51	60	62	77

※新設9事業所、廃止7事業所

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24時間365日、訪問介護と看護を一体的に提供するサービスであることから、市内全域からのサービス利用が可能となるよう、全ての日常生活圏域（59圏域）に事業所を順次整備する。第8期計画期間までに29圏域の整備が完了する見込みであり、第10期計画までに未整備の30圏域の整備を目標とし、第9期ではその半数の15事業所を整備する。

(単位：事業所数)

区分	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)	第9期 (R6~R8)
整備量	6	6	12	15
整備累計	11	17	29	44

③ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

待機者の状況と要介護認定者数の伸びを踏まえ、令和8年度までに269人分を整備する。整備にあたっては、日常生活圏域内の整備状況などを考慮することとする。

(単位：人分)

区分	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)	第9期 (R6~R8)
整備量	300	20	178	269
整備累計	2,077	2,097	2,275	2,544

(2) 施設・居住系サービスの整備目標量について

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所申込者への調査（特養入所申込者実態調査）の結果を踏まえ、令和8年度までに190人分を整備する。

(単位：人分)

区分	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)	第9期 (R6~R8)
整備量	718	369	178	190
整備累計	5,844	6,213	6,391	6,581

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の定員数を含む。

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、在宅復帰の目指すためのリハビリ施設のため、他の施設と比べ、入退所の動きが大きいことから、入退所状況の推移等を踏まえ、直近の定員数と同数とする。

(単位：人分)

区分	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)	第9期 (R6~R8)
整備量	-	△ 19	△ 2	-
整備累計	2,627	2,608	2,606	2,606

③ 介護医療院、介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、令和5年度末までに廃止されることに伴い、令和6年4月1日付けで2床が介護医療院に転換予定である。また、福岡県が県内の医療機関に対して実施した介護医療院への転換意向調査によると、市内での第9期計画期間中の転換意向はなかったことから、第9期では、令和5年度の介護医療院と介護療養型医療施設の病床数の合計数と同数とする。

(単位：人分)

区分		R4	R5(見込)	第9期
病床数	介護医療院	628	708	710
	介護療養型医療施設	2	2	-

④ 特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護）

特定施設入居者生活介護は、利用申込みの状況と要介護認定者数の伸びを踏まえ、令和8年度までに105人分を整備する。

整備にあたっては、第8期と同様、地域包括ケアの観点から、住み慣れた地域での生活を続けながら、要介護度が軽度なうちから住み替えができ、終の棲家としての機能も果たしている地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模の介護付き有料老人ホーム）の整備を進める。

(単位：人分)

区分	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)	第9期 (R6~R8)
整備量	111	-	17	105
整備累計	4,282	4,282	4,299	4,404

※地域密着型特定施設入居者生活介護を含む